

平成 2 1 年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成 2 2 年 7 月

目 次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	2
項目 3	組織体制・人件費管理	3
項目 4	事業費の冗費の点検	16
項目 5	契約	18
項目 6	内部統制	30
項目 7	事務・事業の見直し等	34

※ 平成 22 年 1 月 25 日付け評価委員会委員長通知及び政・独委評価の
視点で求められている評価事項を記載するもの。

縦覧性を確保する観点から、評価シートに実績が記載されているも
のであっても、再度この参考資料に記述すること。

(項目 1)

財 務 状 況

① 当期総利益又は総損失	総利益	0.33 億円
② 利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	0.79 億円
③ 当期独立行政法人国立健康・ 栄養研究所運営費交付金債務		7.49 億円 (執行率 94.9%)

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	<p>当期の総利益額は、33,239,726 円となっている。 〈要因〉 当期総利益の主な発生要因は、運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことにより、より計画的に予算執行ができたこと、また厚生労働科学研究費等の基準変更に伴い、間接経費の収入が増えたことである。 目的積立金については現段階において、申請するほどの業務停滞や経営上の必要を認めるに至らないため申請していない。</p>
⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	該当なし
⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	該当なし

保有資産の管理・運用等

①保有資産の活用状況とその点検	当研究所において、土地・建物などの不動産や有価証券などの資産は保有していない。 また、減損またはその兆候に至った固定資産はない。
②不要財産となったものの内容とその処分方針	当研究所が所有している公用車を平成22年度中に売却する。
③資金運用の状況	該当なし
④債権の回収状況と関連法人への貸付状況	該当なし

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

<p>① 給与水準の状況 と総人件費改革の進捗 状況</p>	<p>当研究所は、国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため、財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。</p> <p>給与水準についても独立行政法人化以降、国に準じた給与体系（国に準じた俸給表等）を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。</p> <p>なお、人件費削減の状況に係る指標については給与水準ガイドラインの数値（公表値）を前提に行う。 (2次意見指摘事項)</p>					
<p>② 国と異なる、又は法人 独自の諸手当の状況</p>	<p>〇〇手当</p>	<p>国と異なる手当はない。</p>				
<p>〇〇手当</p>	<p>〇〇手当</p>					
<p>〇〇手当</p>	<p>〇〇手当</p>					
<p>③ 福利厚生費の状況</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="603 1675 906 1720">法定福利費</td> <td data-bbox="914 1675 1334 1720">61,665 千円 (役職員一人当たり 497,298 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1552 906 1597">法定外福利費</td> <td data-bbox="914 1552 1334 1597">1,035 千円 (役職員一人当たり 8,554 円)</td> </tr> </table> <p>法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用のみである。また、当研究所ではレクリエーション経費はない。</p>		法定福利費	61,665 千円 (役職員一人当たり 497,298 円)	法定外福利費	1,035 千円 (役職員一人当たり 8,554 円)
法定福利費	61,665 千円 (役職員一人当たり 497,298 円)					
法定外福利費	1,035 千円 (役職員一人当たり 8,554 円)					

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成22年3月末現在)

	役員 ^{注2}			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	2人	2人	4人	46人	76人	122人
うち国家公務員再就職者	1人	1人	2人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ト						
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付職員の再雇用を除く）。

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組みなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者のポストの見直し	<p>常勤役員1名（理事）については、理事長が任命権者であり、平成23年7月に任期満了となることから公募を行う。</p> <p>また、非常勤役員1名（監事）は平成23年3月に任期満了となるが、厚生労働大臣が任命権者であるため、任命のあり方は厚生労働大臣の判断による。</p>
⑤独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直し	<p>「非人件費ポスト」なるものは、存在しないため該当なし。</p>

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成21年度は、常勤・非常勤役員の業績及び法人としての業務実績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行わなかったが国家公務員の給与改定に準じ俸給月額を平均0.2%引き下げるとともに、期末・勤勉手当の支給月額を0.35月引き下げた。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額を平均0.2%引き下げるとともに、これまでの期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に分離するとともに支給月数を0.35月引き下げた。

理事

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額を平均0.2%引き下げるとともに、これまでの期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に分離するとともに支給月数を0.35月引き下げた。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,090	千円 11,052	千円 3,051	千円 1879 (地域手当) 108 (通勤手当)	平成21.4.1		
理事 (1人)	千円 17,273	千円 10,824	千円 4,448	千円 1840 (地域手当) 160 (通勤手当)			*
A監事 (非常勤)	千円 1,336	千円 1,336	千円 0	千円 0			
B監事 (非常勤)	千円 1,246	千円 1,246	千円 0	千円 0			*

注1:「その他」欄の地域手当については、国の職員について地域の民間水準を国家公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当であって、当研究所においても国家公務員に支給される当該手当に準じ支給しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,928	4	0	H21.3.31	1.0	在職期間の評価結果により決定	
理事	該当無し						
監事 (非常勤)	該当無し						

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、中期計画の人件費の見積を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、勤務成績に応じ、勤勉手当を支給することにより反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	国家公務員の給与改定に準拠して、事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を賞与の算定に反映させた。また、研究職員についても所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、賞与の算定に反映させた。
昇給・昇格	事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を昇給の算定に反映させた。また、研究職員については所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、昇給・昇格の算定に反映させた。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額を平均0.2%引き下げるとともに期末・勤勉手当の支給月額を0.35月引き下げた。
- ・地域手当については、国家公務員の給与改定に準拠し、東京23区100分の16から100分の17に改定した。
- ・国家公務員の給与改定に準じ、自宅に係る住宅手当を廃止した。

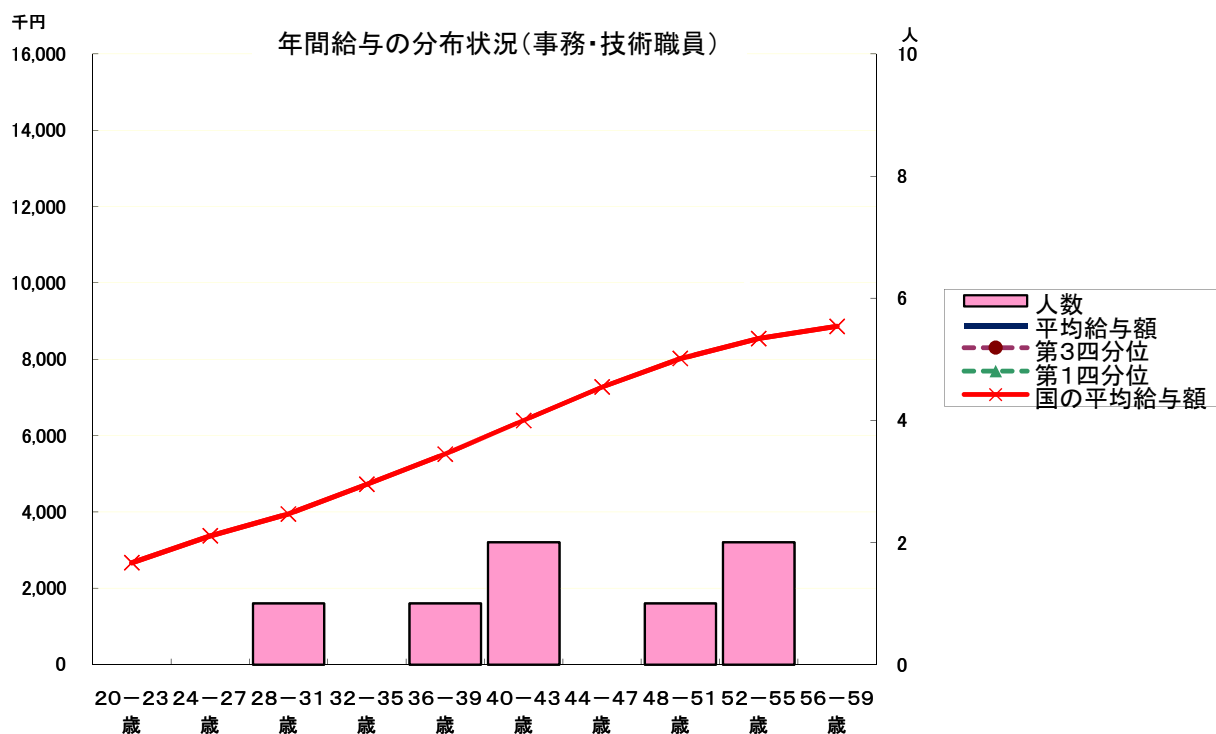
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 23	歳 48.1	千円 9,450	千円 7,099	千円 173	千円 2,351
事務・技術	人 7	歳 44.4	千円 7,474	千円 5,537	千円 197	千円 1,937
研究職種	人 16	歳 49.8	千円 10,314	千円 7,782	千円 163	千円 2,532
在外職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 10	歳 39.8	千円 7,091	千円 5,724	千円 176	千円 1,367
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 10	歳 39.8	千円 7,091	千円 5,724	千円 176	千円 1,367
再任用職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 19	歳 32.8	千円 2,695	千円 2,489	千円 202	千円 206
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 19	歳 32.8	千円 2,695	千円 2,489	千円 202	千円 206

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)

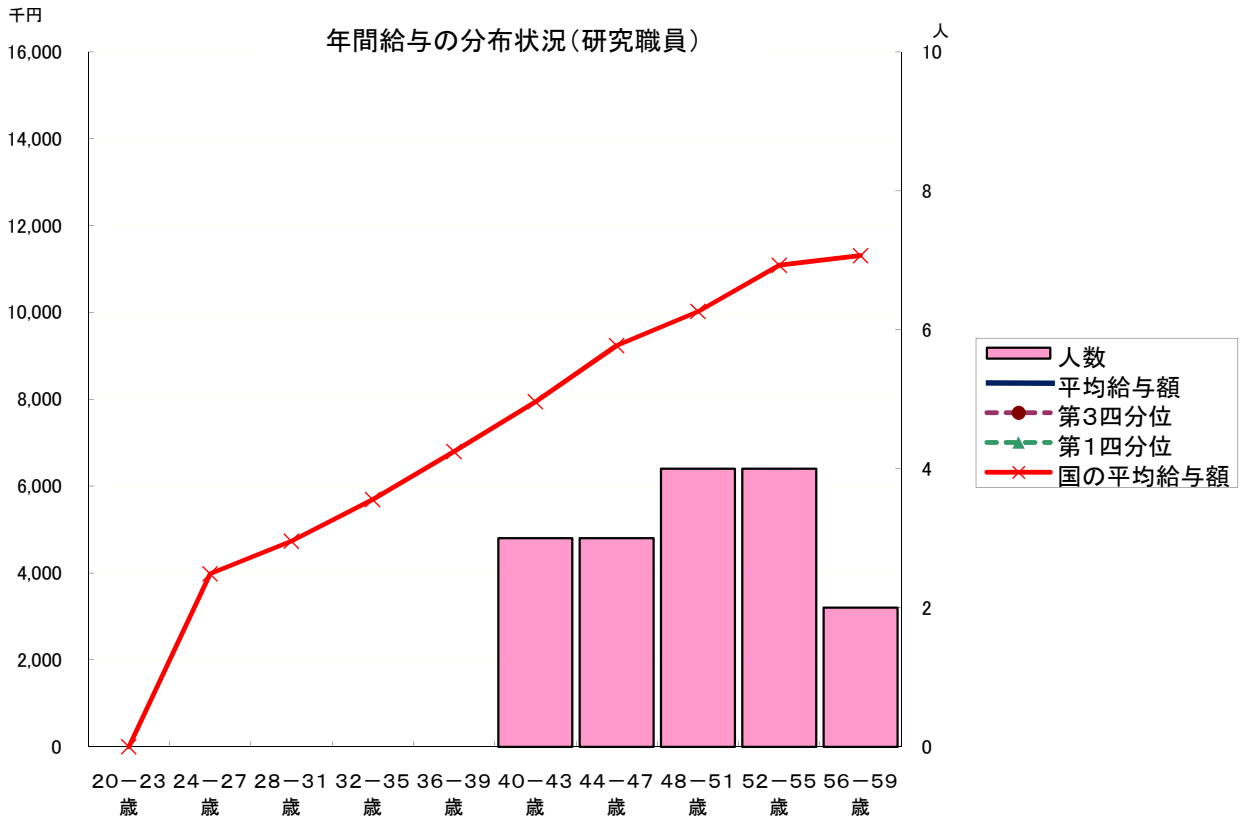


分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・本部部長	1	—	—	—
・本部課長	1	—	—	—
・本部係長	4	43.0	—	6,516
・本部係員	1	—	—	—

注1: 部長、課長、係員は該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注2: 該当者が4人以下の年齢階層について第1・第3四分位の折れ線を表示していない。
また、該当者が2人以下の年齢階層について平均給与額の折れ線を表示していない。

(研究職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	3	53.8	—	—	11,878	—	—
・室長	7	47.1	8,986	8,986	9,601	10,153	10,153
・主任研	6	50.8	8,561	8,561	9,930	10,638	10,638

注1: 部長は該当者が3人であることから、四分位の値が求められないため、第1四分位及び第3四分位の欄を記載していない。

注2: 該当者の2人以下の年齢階層について、平均給与額の折れ線は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分	計	8級	7級	6級	5級
標準的な職位			部長	課長	
人員 (割合)	7人	該当無し	1人 14.3%	1人 14.3%	該当無し
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)					
年間給与額(最高～最低)					
区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		係長	係長主任	主任	
人員 (割合)		2人 28.6%	2人 28.6%	1人 14.3%	該当無し
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)					
年間給与額(最高～最低)					

注：7級、6級、4級、3級及び2級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

研究職員

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		プログラムリーダー	プログラムリーダー	プロジェクトリーダー	上級研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	16人	該当無し	3人 18.8%	10人 62.5%	3人 18.8%	該当無し	該当無し
年齢(最高～最低)			57～52歳	55～41歳	48～43歳		
所定内給与年額(最高～最低)			9,927～8,523千円	8,051～6,753千円	6,570～6,396千円		
年間給与額(最高～最低)			13,696～11,740千円	10,764～8,811千円	8,788～8,558千円		

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.4	% 63.3	% 59.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.6	% 36.7	% 40.6
	最高～最低	% 48.0～40.4	% 41.8～30.7	% 45.0～35.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 67.4	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.5	% 32.6	% 34.4
	最高～最低	% 41.0～34.2	% 35.1～29.5	% 36.1～33.0

注:管理職員については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 64.2	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.1	% 35.8	% 36.4
	最高～最低	% 48.2～33.2	% 47.1～29.6	% 45.1～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% -	% -	% -

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))	107.6
対国家公務員(研究職)	102.4
対他法人(事務・技術職員)	100.9
対他法人(研究職員)	103.3

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 107.6		
	参考	地域勘案	93.5
		学歴勘案	109.1
		地域・学歴勘案	97.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当研究所の事務職員は全員が国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系を取っていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらないことに加え、平均給与月額が最も高い本府省出向者が職員11人中4人(平成21年4月現在)であること、事務所が東京23区にあることから地域手当が17%になっていることに加え、正規職員の定型的業務についても非常勤職員等の活用を進めていることから管理職の割合が高くなっているため(11人中3人)と考えられる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.6% (国からの財政支出額 788,990,000円、支出予算の総額 880,713,000円:平成21年度予算)		
	【検証結果】 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。給与水準についても国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。 なお、平成21年度決算における支出総額749百万円のうち、給与、報酬等支給総額432百万円の占める割合は57.7%である。 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため給与、報酬等の支出割合は高いが国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)		
講ずる措置	【検証結果】 該当なし		
	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 また、当研究所の給与水準は東京23区地区の国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数年齢勘案93.6、年齢・地域・学歴勘案87.8を目標とし引き続き改善を図ることとする。		

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.4	
	参考	地域勘案 98.9 学歴勘案 101.4 地域・学歴勘案 98.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当研究所の研究職員は全員が大学卒業以上の高学歴者であり、研究職員34人中25人が博士課程の修了者である。 また、当研究所は所在地が東京都新宿区のため、全職員が地域手当17%の適用を受けているためと考えられる。	
講ずる措置	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。なお、研究職員に占める管理職の割合は61%(26人中16人)であるが、退職者の補充を行う際に若い職員を積極的に登用することにより、割合の引き下げを図ることとする。 人事異動、特に定年等による退職者の補充を行う際には、原則公募により中途採用や若い職員の配置をさらに積極的に進め、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数年齢勘案96.6、年齢・地域・学歴勘案98.2を目標とし、引き続き改善を図ることとする。	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	(平成21年度)	(平成20年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	432,084	452,562	△20,478	△4.52	△25,176	△0.06
退職手当支給額 (B)	32,525	37,562	△5,037	△13.4	△49,529	△0.60
非常勤役職員等給与 (C)	142,833	153,776	△10,943	△7.12	18,447	0.15
福利厚生費 (D)	61,665	62,614	△949	△1.52	△6,734	△0.10
最広義人件費 (A+B+C+D)	669,107	706,514	△37,407	△5.29	△62,992	△0.09

総人件費について参考となる事項

- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- ①中期目標においては、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めることを定めている。
- ②中期計画においては、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成することとし、併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。
- ③人件費削減の取り組みの進捗状況
- 当研究所は東京23区にあるため、年齢勘案によるラスパイレス指数は100以上であるが、総人件費については20年度に比べ21年度は国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の増(1%)があったものの、俸給月額を平均0.2%引き下げるとともに、期末、勤勉手当の支給月額を0.35月引き下げたことに加え、退職者の補充を控えたこと(平成20年4月1日現在46名、平成21年4月1日現在43名)により対前年度4.52%の削減を達成することができたと考えている。引き続き研究職については定年退職者及び任期付研究員の任期満了を踏まえた人事計画の策定を行うとともに事務職員についても全員が国の出向者であることについて検討を加え中期目標である5%削減を達成していきたいと考えている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	429,528	438,792	408,781	425,451	400,757
人件費削減率 (%)		2.2	△4.8	△0.9	△6.7
人件費削減率(補正值) (%)		2.2	△5.5	△1.6	△5

注1: 「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略的重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者いう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)443,674千円、平成18年度457,260千円、平成19年度431,581千円、平成20年度452,563千円及び平成21年度は432,084千円であった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし

(給与水準の比較指標についての参考となる事項)

○事務職員7人のうち、大学卒は2人である。

○研究職26名中16名は管理職である。(任期付き職員は除く。)また、併任を増やすなど人員配置の効率に努めている。

(項目 4)

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額 (単位：千円)
① 広報、パンフレット、イベント等の点検	<p>主な広報関係経費として、一般公開セミナーのポスターが挙げられ、平成20年度(500枚印刷、単価178円)、平成21年度(600枚印刷、単価152円)となっている。来場者は、平成20年度が602名、平成21年度が677名であり前年度と比較し増加している。</p> <p>一般公開セミナーは、当研究所の研究内容を社会還元するために必要なイベントであり、国民に対し、正しい科学的知見を示しているものである。</p>	<p>平成20年度実績 2,385千円 平成21年度実績 2,210千円</p>
② IT調達の点検	平成21年度にIT調達関連の契約は行っていない。	— 千円
③ 法人所有車数の台数削減、車種の変更	法人所有車数の台数削減、車種の変更は行わなかったが、自動車運転業務委託契約に係る期間を短縮した。これに伴い、公用車の代用として自転車の導入を図るなどした。なお、平成22年度に当研究所が所有している公用車を売却し、公用車は全廃とする予定である。	▲2,994 千円
④ 庁舎の移転及び賃借料の引下げ	当研究所が現在入居使用している庁舎(戸山研究庁舎[厚生労働省国立感染症研究所])は、独立行政法人国立健康・栄養研究所法附則第6条の規定に基づき、同庁舎の一部を無償貸与されている。なお、当研究所に支部あるいはそれに準ずる組織はない。	— 千円

⑤電気料金に関する契約の見直し	<p>上記④に示すとおり、庁舎が国から無償貸与されていることから、電気料金は国立感染症研究所との使用床面積比率割合に基づき支払っており、当研究所単独での契約の見直しは困難ではあるが、職員に対し電気代節約のみならず、光熱水料節約の呼び掛けを行っているところである。</p>	<p>平成 20 年度実績 32,203 千円 平成 21 年度実績 31,918 千円</p>
⑥複写機等に関する契約の見直し	<p>当研究所における複写機の多くが、再リースや複数年契約されているものであり、現時点で再検討するメリットが少ないことから、複数年契約終了時また再リース終了時に、保守契約内容の見直しや一括契約(リース・購入)を推進する予定である。</p>	<p>— 千円</p>
⑦備品の継続使用及び消耗品の再利用	<p>耐用年数経過後も使用可能な備品については、そのまま継続使用し、また消耗品についてもコピー用紙を両面印刷の励行による使用量削減に努めた。また、不用となった物品については有効活用した結果、備品及び消耗品は対前年度実績より約 1 割削減することができた。</p>	<p>平成 20 年度実績 87,947 千円 平成 21 年度実績 78,179 千円</p>
⑧タクシー利用の点検	<p>当研究所では、すでに平成 20 年 7 月にタクシー券制度を廃止している。 また、平成 20 年度以降はタクシー会社との契約も行っておらず、また使用実績もない。 ※厚生労働省への書類運搬等は除く。</p>	<p>— 千円</p>
⑨その他コスト削減について検討したもの	<p>一般競争入札における参加資格を必要に応じて拡大し競争性を高めた。 また、平成 21 年度における競争性のない随意契約は官報公告のみとなったところである。</p>	<p>— 千円</p>

契 約
(委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札を改善すべく入札、契約条件等の改善の余地はないのか更なる点検を行い競争性を高めるよう取り組むこと。 ・ 入札に参加しない事業者に理由を確認し、改善策を講じるなど、競争性を確保するよう検討すること。
<p>② 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事による月次監査を実施し、100 万円以上（賃貸借は 80 万円以上）の契約を対象に契約方式の妥当性及び契約内容の適正性等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、100 万円以上（賃貸借は 80 万円以上）の契約に関する証拠書類及び納入状況等を確認し相互牽制を図っている。 　　なお、双方の結果は理事長に報告し、実効性を確保している。 ・ 契約事務における一連のプロセス [物品請求]→[見積書の徴集]→[予定価格の作成]→[契約方式の検討]→[(監事による事前審査)]→[契約監視委員会による事前審査]→[契約方式の決定(入札・随意契約等)]→[(入札等の実施)]→[契約]→[納品]→[検収]→[監事による事後審査]→[内部監査の実施]
<p>③ 「随意契約見直し計画」の進捗状況 「随意契約等見直し計画」の策定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約によることができると定める基準について、平成 19 年 8 月 31 日付にて「契約事務取扱要領」を改正し、国より厳しい基準に設定している。 ・ 予定価格が 100 万円を超える契約については、平成 19 年度以降、HPにて公表している。 ・ 「事務・事業をとりやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。 ・ 契約監視委員会の指摘を踏まえ、随意契約等見直し計画を策定し、監事監査による定期的な点検するとともに、同委員会による事前審査等を行い、契約の適正化に取り組んでいる。

<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>・平成21年7月14日付にて「1者応札・1者応募」に係る改善方策を策定し、HPに公表している。なお、前回の入札において1者応札であった契約については、原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。</p>
<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>・平成21年11月2日付の「契約事務取扱要領」の改正にて、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置及び複数年契約に関する規定を定め、11月9日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備し、「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」で示された全ての措置が実施済となっている。</p>
<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）</p>	<p>・該当する再委託契約の実績は無い。 ・平成21年11月2日付にて「契約事務取扱要領」を改正し、再委託の制限を設けるとともに、契約書内の「権利義務譲渡」の条項にて再委託を制限している。</p>
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>・公益法人等の契約において、「1者入札となった契約の相手先が公益法人である」等の契約締結の実績は無い。 なお、公益法人等への契約の支出状況をHPに公表し、契約状況を明らかにしている。</p>
<p>⑧「調達の適正化について」（厚生労働大臣依頼）と異なる契約方式で契約していたものの改善方策</p>	<p>・「調達の適正化について」と異なる契約方式での契約締結はしていない。 平成21年度においては、1件のみ随意契約の実績があるが、「財務諸表」の官報掲載であり、随意契約によらざるを得ないものとして認められている。</p>

(項目5の2)

I 平成21年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	9件 (90%)	0.17億円 (94%)
	うち一者入札	5件 【56%】	0.10億円 【60%】
	総合評価落札方式	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	指名競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	企画競争等	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者応募	0件 【0%】	0億円 【0%】
競争性のない随意契約		1件 (10%)	0.01億円 (6%)
合 計		10件 (100%)	0.18億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ 平成21年度の実績【公益法人】			
	件数	金額	
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	総合評価落札方式	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	指名競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	企画競争等	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者応募	0件 【0%】	0億円 【0%】
競争性のない随意契約	0件 (0%)	0億円 (0%)	
合計	0件 (0%)	0億円 (0%)	

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況					
		随意契約見直し計画による 見直し後の姿		平成 21 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとり やめたもの		0 件 (0%)	0 億円 (0%)	11 件 (73%)	0.38 億円 (84%)
競争性のある契約	競争入札等	7 件 (47%)	0.26 億円 (58%)	4 件 (27%)	0.07 億円 (16%)
	企画競争等	0 件 (0%)	0 億円 (0%)	0 件 (0%)	0 億円 (0%)
競争性のない随意契約		8 件 (53%)	0.19 億円 (42%)	0 件 (0%)	0 億円 (0%)
合 計		15 件 (100%)	0.45 億円 (100%)	15 件 (100%)	0.45 億円 (100%)

※ 「随意契約見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 21 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人国立健康・栄養研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、平成19年9月から改正「独立行政法人国立健康・栄養研究所契約事務取扱要領」に基づき随時一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 15	(100%) 45,269	(53%) 8	(42%) 19,126
合 計		(100%) 15	(100%) 45,269	(100%) 15	(100%) 45,269

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
合 計		(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 15	(100%) 45,269	(53%) 8	(42%) 19,126
合 計		(100%) 15	(100%) 45,269	(100%) 15	(100%) 45,269

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「250万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
- ・ 購入について、「160万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 予定価格が100万円を超えるものについて公表した。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成19年8月までに、「随意契約によることができる場合を定める基準について」の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成19年9月から随時一般競争入札等に移行した。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人国立健康・栄養研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(61%) 11	(59%) 24,515	(83%) 15	(86%) 35,385
競争入札	(61%) 11	(59%) 24,515	(83%) 15	(86%) 35,385
企画競争、公募等	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(39%) 7	(41%) 16,810	(17%) 3	(14%) 5,940
合計	(100%) 18	(100%) 41,325	(100%) 18	(100%) 41,325

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額、割合は、四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績		件 数	金 額 (千 円)
競争性のある契約		11	24,515
	うち一者応札・一者応募	(45%)	(53%)
		5	12,998

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件 数	金 額 (千 円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%)	(100%)
	5	12,998
仕様書の変更	1	1,541
参加条件の変更	4	11,457
公告期間の見直し	3	8,378
その他	0	0
契約方式の見直し	(0%)	(0%)
	0	0
その他の見直し	(0%)	(0%)
	0	0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%)	(0%)
	0	0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額、割合は、四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 監事監査による定期的な契約の点検の実施

監事による月次監査等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を含め契約全般の点検を実施する。

(2) 契約監視委員会による事前審査

契約締結が予定されている調達案件について、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。

(3) 随意契約等の見直し

平成21年度において、競争性のない随意契約は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第4項の規定に基づく財務諸表の官報公告1件のみ（他2件については、再リース等による少額随意契約へ移行）となっている。

なお、今後、一般競争入札になじまないと考えられる契約案件が発生した場合には、競争性を確保するため、平成21年11月に整備したマニュアルに基づく公募及び企画競争の実施を検討するなど、引き続き、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等での契約を実施し、随意契約の適正化に取り組む。

(4) 一者応札・一者応募の見直し

「1者応札・1者応募に係る改善方策について」（平成21年7月14日公表）に努め、十分な公告期間の確保、参加要件を緩和するなどの改善策を講じる。

また、やむを得ず1者応札・1者応募となった場合には、理由の把握に努め、可能な限り、原因に応じた改善策を講じる。

(付属資料4)

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成21年7月14日
独立行政法人国立健康・栄養研究所

当所では、随意契約見直し計画に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、移行したものの1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない現状となっている。

このことから、当所では、競争性の一層の確保のために下記の改善対策を定めて取り組むこととする。

記

1. 公示に関する事項

- ・公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・公示は、可能な限り土日祝日を除いて10日間以上を確保する。

2. 資格要件に関する事項

- ・資格要件は、官公庁等の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

3. 仕様等に関する事項

- ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。
- ・発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

4. 参加者への配慮に関する事項

- ・契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

内 部 統 制

① 統制環境	<p>当研究所の理事長は、公衆衛生学、殊にがんの疫学における著名な研究者であり、自治体におけるがん登録制度の創設、疫学的アプローチによる国際的研究協力体制の構築など、行政との連携、行政課題に答える形での研究業績においてきわめて高い実績を有している。このような背景から、理事長は、当研究所の最優先課題は法律に規定された行政ミッションを高いレベルで確実に実施することであり、更に研究機関としての評価は国際的水準を抜く研究業績をあげることでありとする考え方を研究所全体に徹底させているところである。</p> <p>そこで、統制環境の確保に向け、次の取組を実施した。</p> <p>ア 研究プログラムリーダー、プロジェクトリーダー以下、理事長と各研究グループの研究員全員が参加する研究状況に関するミーティングを行って、当研究所が法律に基づき、または行政の依頼によって行うべき調査研究課題を重点化してその趣旨の徹底をはかった。</p> <p>イ 特に行政ミッションと重点課題の遂行に関しては、特別研究員や研究補助員を優先的に配置し、確実に目標が達成されるよう配慮した。</p> <p>ウ COI（利益相反）委員会の審議においては、国が示す企業等からの謝金、委託研究費の審議対象限度額を国が示す基準よりも大幅に引き下げ（100 万円→10 万円）、各研究員に入る委託研究費、諸謝金等について透明性の確保に努めた。</p> <p>エ 役員及び幹部職員による「幹部会議」を毎週定例で開催し、国の動向等に関する情報の共有を図るとともに、所内 LAN のソーシャルネットワーキングを用いて研究所全体への情報提供を円滑に行った。</p> <p>オ 研究業績に関する評価については、査読のある国際的な学術誌への掲載を重視することについて理事長自らが明確に方針を示した。また、各研究グループの事前、中間、事後の発表会を研究所として企画、開催し、調査研究の進捗状況管理、リスクの把握に努めた。</p>
--------	--

	<p>カ 突発的事象や緊急のリスクの発生については、速やかに臨時の幹部会議、運営会議等を開催し、各プログラムリーダーを通じて、必要な全職員が直ちに対応できる体制を整えた。時期によっては学会や国際出張等でなかなか連絡がとりにくくなることがあった点について考慮し、必ず、連絡ポイントを作って登録するよう義務づけを行った。</p> <p>※ COI（利益相反：Conflict Of Interest）委員会：利益相反とは、外部からの経済的利益関係等によって公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。COI 委員会は、研究者の利益相反について審議を行い、透明性と研究の公正性、客観性及び研究に対する信頼性の確保並びに研究の活性化に資することを目的としている。</p>
<p>②リスクの識別・評価・対応</p>	<p>ア 当研究所の行政ミッションの遂行にかかるリスクの把握、識別と評価・対応は、定期的に行われる研究企画委員会において議論、整理された上で運営会議に図り、対応が決定される。</p> <p>リスク評価は、基本的に研究企画評価主幹が各プログラム・プロジェクトの状況調査に基づいて行い、リスクが把握された場合はプログラムリーダーと協議の上対応計画を立案し、定期または臨時の研究企画委員会及び運営会議において了承を得るという手順で対策がとられる。</p> <p>イ 当研究所は、他の独法に比して小規模であるため、各プログラムリーダーと事務部門及び研究企画評価主幹、理事、理事長との情報交換等はきわめて円滑であり、内部統制における意志の疎通等についても現在まで問題を生じたケースはない。</p>
<p>③統制活動</p>	<p>リスクの把握、対応については、現在までに年度計画を修正して業務を行うに至った事例は発生していないが、リスクが発生した場合は、研究企画委員会及び運営会議の決定を受け、各研究部門ごとに定めた年度計画を修正し、業務を遂行する。</p>

④情報と伝達	<p>イントラネットには常に研究企画委員会、運営会議等の情報を掲載し、各プログラムリーダー、センター長を通じて所内研究者全員への情報の周知を徹底し、発生している問題点等を把握できるよう整備している。</p> <p>研究成果は随時 HP に掲載して広報に努めており、さらに、年 4 回発行される「健康・栄養ニュース」においても、各プログラム、センターの研究内容、進捗状況の紹介に努めているところである。</p> <p>また、突発的に発生した事象や緊急にリスクが発生した場合に備えるため、連絡ポイントを作って登録を行い、いつでも連絡が取れるよう体制の整備を行った。</p>
⑤モニタリング	<p>ア 内部統制に関する独立的評価として、監事による月次監査を実施して、問題点、疑問点が生じた場合は速やかに幹部会議或いは研究企画委員会、運営会議等、直近の関係会議に議題を繰り入れ、リスクの把握と評価、対応に努めている。</p> <p>イ 通常の調査・研究業務にかかるリスクの把握、モニタリングについては、研究企画評価主幹があたり、各プログラムリーダー、センター長から、毎月定期的で開催される研究企画委員会を通じて問題点等を把握、評価を行った上で運営会議に対応方針を含めて報告を行い審議することとしている。</p> <p>ウ 役員である理事長、理事は、毎週月曜日に開催される幹部会議において、研究企画評価主幹、事務部長等から新たに生じたリスク等に関する報告を受け、対応方針を含め速やかに必要な処置が取られるよう指示を行っている。</p> <p>エ 突発的事象の発生、緊急にリスクが発生した場合は、すみやかに幹部会議等、緊急の連絡会議を開催し、迅速な対応が図れるような体制としている。なお、このような緊急の場合に出張等で出席できない幹部に対しては、前述の連絡ポイントを通じた連絡網によって情報の伝達を図り、対応に遺漏のないように努めている。なお当研究所は比較的小規模な組織であるため、現在まで、このような事態に対して連絡や情報伝達の不備が明らかになった事例はない。</p> <p>オ 理事長は、役員会において、監事によるマネジメントを含む業務全般についての監査を受けるとともに、月次監査において指摘された問題点等についても、必ず幹部会議、運営会議において把握・検証を行うとともに、統制環境の評価を行いその改善を図っている。</p>

<p>⑥ ICTへの対応</p>	<p>前述のとおり、イントラネット内で情報の共有化を図る一方、研究途上のデータへのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を図る必要があり、IDカードにおける入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管、電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図っている。</p> <p>また、こうしたICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、このような情報システムを専門的に扱う情報センターの専門職員が専任であたっているのに加え、全職員が毎年、ITシステムにおける情報管理の講習を受けることを義務づけており、受講状況の調査も行って万全を期しているところである。</p> <p>ICT : Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
<p>⑦内部統制の確立による成果・課題</p>	<p>ア モニタリングの実施等を通し、全職員が、風通しの良い気風作り、業務遂行のプロセスの改善を恒常的に考える意識が芽生え、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 研究企画委員会、運営会議等による審議の中で、政策評価・独立行政法人評価委員会や厚生労働省独立行政法人評価委員会による当研究所への指摘事項等が全研究者に速やかに伝達され、対応方針への理解、事務作業への協力体制がいち早く取られるようになった。</p> <p>ウ COI 委員会の実施や理事長による研究状況ヒアリングの結果、職員及び研究者の一人一人がそれぞれのリスク把握に取り組むこととなった結果、行政ミッションの実施に関するきめ細かな報告と相談が行われるようになり、人員配置についての速やかな提言がなされるなど、法人全体の業務向上が図られており、副次的な効果も出ているところである。</p>

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

<p>① 業務改善の取組状況</p>	<p>一 当研究所では平成19年度からHP上に健康・栄養フォーラムを開設し、国民からの意見、要望、質問を随時受け付けており、迅速に対応している。 なお、意見、要望等は研究に関したものの他、苦情等も当然受け付けており、よくある質問等はFAQにまとめ、公開している。</p> <p>二 また、毎年オープンハウス（研究所公開）や一般公開セミナーを開催し、地域住民をはじめ、国民に開かれた研究所を目指している。</p> <p>三 さらに所内的には必要に応じた管理部門内の会議や定例の所内会議、イントラネットを通じた情報の共有化に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境を整えている。</p> <p>四 なお、職員の処遇は人事評価マニュアルに基づいて実施しており、研究成果や業務推進状況を客観的に評価する中で業務の改善に取り組む職員についても評価の判断としている。</p>
<p>②事務・事業の見直し</p>	<p>当研究所は中期目標に掲げられた3つの重点課題、法定業務及びNR認定業務等を行っているが、これらの業務は、国民の健康の保持増進のために必須の業務であり、国の「健康日本21」に基づく行政施策の策定に直接利用されている。</p> <p>また、研究の成果は、HPによる情報提供（アクセス数約8,500件/1日）やオープンハウス、一般公開セミナー等による社会還元を行っており、引き続き充実・推進すべきものと考えている。</p> <p>なお、NRの資格認定制度については、他の公的な資格との兼ね合いや資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき、との省内事業仕分けの指摘を踏まえ、NR実態調査プロジェクトを研究所内に設置し、平成23年度予算要求時（8月末）までを目途に、調査・検討することとしている。</p>

	<p>(参考) 省内事業仕分けの結果に係るパブリックコメントでは、18名から意見が寄せられ、17名が制度の継続・充実を求めている。(1名はその他の意見)</p>				
<p>②-2 業務委託等を行うことの必要性の検証</p>	<p>当研究所の研究内容が業務委託や機器を用いる研究より、高い知識を要する分析や解析などの人を活用した研究の割合が多いため、業務委託などの支出は研究業務を推進する上で付随的なものであり、いわゆる「事業の丸投げ」は行っていない。</p> <p>業務委託の具体例としては、医療廃棄物処理やプール用熱交換器年間保守契約などが挙げられるが、いずれも専門的知識や資格が必要な業務であるため、他者に行わせる必要性があるものである。</p>				
<p>③ 公益法人等との関係の透明性確保 (契約行為については、項目5「契約」に記載)</p>	<p>特定関連会社、関連会社及び関連公益法人はない。 (よって、関連法人に対する出資等もない。)</p>				
<p>④ 監事監査・内部監査の実施状況</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 1077 587 1272">監事監査</td> <td data-bbox="587 1077 1361 1272"> <p>独立行政法人の場合、国の機関と異なり企業会計が適用されていることから、会計担当監事により、月次監査をはじめ、会計処理の基礎的なことから指導・助言を受けている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1272 587 1559">内部監査</td> <td data-bbox="587 1272 1361 1559"> <p>独立行政法人国立健康・栄養研究所会計規程第46条に基づき、昨年11月に内部監査を実施した。</p> <p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会を設置し、契約に関する指導・助言を受けている。</p> </td> </tr> </table>	監事監査	<p>独立行政法人の場合、国の機関と異なり企業会計が適用されていることから、会計担当監事により、月次監査をはじめ、会計処理の基礎的なことから指導・助言を受けている。</p>	内部監査	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所会計規程第46条に基づき、昨年11月に内部監査を実施した。</p> <p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会を設置し、契約に関する指導・助言を受けている。</p>
監事監査	<p>独立行政法人の場合、国の機関と異なり企業会計が適用されていることから、会計担当監事により、月次監査をはじめ、会計処理の基礎的なことから指導・助言を受けている。</p>				
内部監査	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所会計規程第46条に基づき、昨年11月に内部監査を実施した。</p> <p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会を設置し、契約に関する指導・助言を受けている。</p>				



独立行政法人 国立健康・栄養研究所
理事長 徳留 信寛 殿

監査意見書

私共は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの平成 21 年度における事業報告書、財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書並びに附属明細書）、並びに予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施した。

この事業報告書、財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、私共監事の責任は、財務諸表等について意見を表明することにある。

私共は、独立行政法人に対する会計監査人の監査基準及びわが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及び適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積り等の評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。

私共は、監査の結果として意見の表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、私共が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。

なお、私共が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、私共の意見は以下の通りである。

- (1) 業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認める。
- (2) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成 21 年度に関する業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (3) 財務諸表は、総務省が開催している独立行政法人会計基準研究会と財務省に設置された財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会との共同ワーキングチームによって改訂され、公表された「独立行政法人会計基準」及び「独立


行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成22年3月31日現在の財政状態、及び平成21年度の運営状況、キャッシュフローの状況、及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。

- (4) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成21年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成22年6月8日

独立行政法人 国立健康・栄養研究所

監事

長谷川 敏彦 

監事

横山 明 